

公正証書の作成に係る 一連の手続のデジタル化

法務省民事局付兼総務課登記所適正配置対策室長
吉賀朝哉 Tomoya Yoshika

法務省民事局総務課係長（公証担当）
三浦 武 Takeru Miura

I はじめに

令和5年6月6日に成立し、同月14日に公布された「民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和5年法律第53号。以下「改正法」という。）は、主として、裁判所における民事関係手続のデジタル化を図るものであるが、その一環として、公証人法（明治41年法律第53号）も改正された。公証人役場で作成される公正証書に係る一連の手続に関する規律についても、デジタル化が図られ、書面、押印及び対面（公証人役場への出頭）を特色としていた手続が大幅に見直されている。

改正法のうち公正証書関連の規定の施行日は、公布の日から2年6月を超えない範囲内において政令で定める日とされており（改正法附則第2号）、令和7年10月1日とされた（以下、改正法附則第2号に掲げる規定の施行を「改正法の一部施行」という。）。

また、令和7年8月15日には、「民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う法務省関係省令の整備に関する省令」（令和7年法務省令第40号。以下「改正省令」という。）が公布され、その施行日は同年10月1日とされた。

本稿は、改正省令における公証人法施行規則（昭和24年法務府令第9号。以下「規則」という。）

の一部改正等について、その内容を紹介するものであるが、本稿中意見にわたる部分は筆者らの個人的見解である。

なお、以下の説明では、改正の前後を区別する必要があるときは、改正法による改正前の公証人法を「旧公証人法」と、改正法による改正後の公証人法を「新公証人法」と、改正省令による改正前の規則を「旧規則」と、改正省令による改正後の規則を「新規則」とそれぞれ表記している。

II 概要

改正法においては、公正証書の作成、保存及び公証に係る一連の手続について、近年におけるデジタル技術の進展等に対応してデジタル化を図るための措置が講じられ、①公正証書の作成の嘱託を、インターネットを利用して行うこと、②公正証書の内容に関する公証人に対する陳述などの手続について、関係者が公証人役場に出頭せずにウェブ会議を利用すること、③公正証書の作成・保存を原則として電磁的記録によって行うこととするともに、公正証書に関する証明の提供についても当事者の希望に応じて電磁的記録によって行うことなどを可能とする措置が講じられた。

改正省令は、これを受けて、その下位規範である規則等を改正するものであり、新公証人法におけるデジタル化の措置に関する具体的な手続の詳細について定めている。